

産業構造審議会製造産業分科会
化学物質政策小委員会第7回フロン類等対策WG

平成26年12月19日（金）

10:00～12:00

経済産業省本館17階 第1～第3共用会議室

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 新たな産業界の自主行動計画の策定状況及び 2013 年における取組状況について
 - (2) 指定製品制度の今後の運用等について
 - (3) 指定製品等に係るラベリング制度の検討状況について
 - (4) フロン排出抑制法の施行に向けた対応について
 - (5) その他
- 3 閉 会

配 布 資 料

○議事次第・配付資料一覧

○委員名簿

○座席表

資料 1-1 新たな産業界の自主行動計画の策定状況及び 2013 年における取組状況について

資料 1-2 1995年～2013年におけるHFC等の推計排出量

資料 1-3 分野ごとの行動計画に基づく取組の進捗状況（個表）

資料 2-1 今後の指定製品制度の運用等について

資料 2-2 家庭用エアコンの床置形のリスク評価結果

資料 3 指定製品等に係るラベリング制度の検討状況について

資料 4 フロン排出抑制法の施行に向けた対応について

参考資料 1-1 2013年以降の自主行動計画の取組の進め方について（第1回WG資料5）

参考資料 1-2 産構審約束草案検討WG・中環審2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会第1回配布資料抜粋

参考資料 2 改正法施行に向けた今後の取組（第4回合同会合資料3-2）

参考資料 3 フロン回収・破壊法に基づく回収量集計結果

出席者

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ

飛原座長、赤穂委員、浅野委員、宇都委員、大石委員、大沢委員、小川委員、金丸委員、岸本委員、北村委員、木村委員、作井委員、島原委員、須川委員、茂木委員

○飛原座長 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ第7回会合を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、事務局より配付資料の確認と委員の出欠状況などについてお願いいたします。

○大木室長 おはようございます。資料の確認をさせていただきます。

自主行動計画の関係で資料1、枝番で1-1、1-2、1-3。1-3は厚い配付物になっています。続きまして、指定製品制度の関係で資料2、これも枝番で2-1と2-2。そして、資料3、ラベリング制度、資料4、フロン排出抑制法の施行に向けた対応ということでお配りしております。参考資料としては、クリップ1つどめで資料1-1、1-2、そして2、3ということで4枚つづっております。また、委員限りということで席上配付をしておりますけれども、資料2の関係になります。指定製品制度の関係で、夏の審議会のときにお配りしております中間とりまとめを席上に配付させていただいています。

本日の委員の出欠状況ですけれども、中村委員はご欠席となっております。また、大石委員は30分ほどおくれてご出席される予定と聞いております。木村委員におかれましては、ご都合により11時半ごろ退席される予定です。

なお、本日は、過半数の委員に出席をいただいております、定足数に達しております。

また、本日は、議題の関係から、自主行動計画を策定していただいております団体の方々にご出席をいただいております。出席者につきましては、配付資料の名簿のほうでご確認いただければと思います。

なお、谷審議官は、急遽、別の用務に対応することになりまして、本日は欠席をさせていただきます。ご了承いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○飛原座長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に移らせていただきますけれども、本日の議事は公開とさせていただきます。また、議事概要につきましては、前回と同様、事務局において作成して公表していただき、詳細な議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で公表することにいたします。

また、マスコミの方におかれましては、カメラの撮影はこれまでとさせていただきますので、以後の撮影はご遠慮いただきたいと思っております。

さて、本日の主な議題は4つあります。まず、「新たな産業界の自主行動計画の策定状況及び2013年における取り組み状況について」でございます。そして、フロン排出抑制法関連で3つあります。前回までの会合でとりまとめいただいた内容を踏まえた「指定製品制度の今後の運用について」。それから「指定製品等に係るラベリング制度の検討状況について」「フロン排出抑制法の施行に向けた対応について」の合計4つの議題についてご審議いただく予定にしております。

それでは、まず、「新たな産業界の自主行動計画の策定状況及び2013年における取り組み状況について」を事務局から説明をお願いいたします。

○大木室長 お手元に資料1-1、1-2、1-3をお願いします。説明は1-1を中心にまいります。

ページをめくっていただきまして、「これまでの自主行動計画について」ということで、四角の中ですけれども、代替フロン等の排出抑制に係る産業界の計画的な取り組みとして、1998年より、京都議定書第一約束期間が終了する2012年まで18の団体に参画いただきまして、ご案内のとおり、我が国の削減目標の達成に大きく貢献をしたということでありました。

下の表の真ん中辺にあります括弧の部分を見ていただきたいのですけれども、▲99%、▲78%、▲88%ということで、自主行動計画では主に工場の中における排出抑制を担っていただいたわけですが、こういった形で数字がみえるような形の結果になっているということでもあります。

次のページをめくっていただきまして、これは、ご案内のとおり、過去配付させていただいている資料ですけれども、2012年までの代替フロン等3ガスの要因別排出量の推移ということで、今回、新しく廃棄、使用、製造の段階で分析をしています。製造の青い部分が主に自主行動計画で担った部分になるわけですが、右わきに書いてありますように、95年比で9割の削減ということになっています。一方、委員の皆様方にはご承知のとおり、ここのグラフの赤と緑の部分につきましては、HFC冷凍空調機器の使用時・廃棄時における排出ということで、排出源が大きくシフトしてきているということであっていただけるかと思えます。この緑と赤の部分については、ご案内のとおり、2020年にはおよそ倍増するという見通し。そういうことを踏まえまして、フロン排出抑制法が必要とされたというわけでした。

1枚めくっていただきまして、「新たな自主行動計画の策定について」です。こちらに

つきましては、昨年のこのフロンワーキングにおきまして、委員の皆様方には2013年以降の計画につきましても、引き続きフォローアップをしていただくということについて確認をさせていただいたわけですが、四角の中ですが、2013年以降も引き続き自主行動計画を策定いただく団体においては、事務局のほうから依頼ということで、2020年、2025年、2030年を目標とした自主行動計画の策定を求めるようお願いをしておるところです。

一番下の点線の枠の中ですけれども、今回、フロン類からの転換が完了した団体ですとか、国内において製造をしなくなったためにフロン類を使用する必要がなくなったという団体がございます。合計4団体。したがって、18団体で進めていた計画ですけれども、今回は14団体が2013年以降も計画策定に引き続き取り組むということになっております。

ページをめくっていただきまして、「2013年における排出量実績」ですけれども、本委員会では昨年、2012年の実績を紹介させていただきましたが、2013年の排出量は12年比で7%増。これは、下の表に書いてありますとおり、▲のマイナスの部分は工場からの排出が抑制されているということがわかる一方で、主に業務用の冷凍空調機器からのHFCの排出量がふえている、そういった傾向が強まってきているということがわかっていただけたかと思えます。

ページをめくっていただきまして、それではこうした状況の中において2020年以降を目標とする自主行動計画の方向性はどうあるべきかということで、○が3つありまして、一番上のところですが、先ほどみていただきましたグラフの青い部分でわかるとおり、2013年の排出量は95年比で約9割削減ということになっておりますので、将来の削減余地は極めて限定的。言い方を変えますと、ビジネスのほうで大きな投資をされても、それに見合う削減量がこれまでどおりには得られないという状況になるわけですが、今回、この自主行動計画の策定におきましては、現状維持はもちろんですけれども、引き続きさらなる排出の削減に努めていただくということを求める必要があるのではないかと考えております。

また、ご案内のとおり、フロン排出抑制法におきましては、低GWP・ノンフロン化を推進する指定製品制度に関係する団体におきましては、今後その取り扱う冷媒が低GWP・ノンフロン化ということで薄まってきますので、同じ漏えいをするとしてもCO₂換算では小さくなるということになります。したがって、当該制度における効果を最大限計画にも反映していただくということをお願いすべきではないかということです。

さらに、我が国産業界が取り組んできた対策・技術というのは、今後、排出量の増加が

見込まれる途上国等においても有効なものであると考えます。このため、今後の計画においては国際的な取り組みに関しても盛り込むべきではないかと考えております。

ページをめくっていただきまして、今回策定いただきました計画の新たな目標の設定状況についてであります。細かくは、資料1—3で各団体の個表を全てコピーを配付させていただいておりますが、時間の都合もありますので、事務局のほうから総括して紹介をさせていただきます。

四角の中ですけれども、計画を策定する14団体のうち、定量的な目標策定をする団体は13団体となります。先ほど紹介しましたように、18団体から4団体が卒業して、1団体は、ページの下に小さい字で書いてありますけれども、製造工程をもっていない団体ということで、この1団体を除いて13団体ということで、当省所管のフロンを扱う業界のほぼ全ての団体が今回定量的目標を設定いただけるというようになっております。

下の表にありますように、目標の設定ですけれども、総量目標とか、原単位の目標とか、さまざまではございますが、2030年に向けまして実質的に目標値を深掘り、つまり野心的な目標値を設定するというところにご協力いただいているところが10団体ということに仕上がりにしてはなっております。

次のページですけれども、新たな対策の概要ということで、枠の中ですが、引き続き、団体ごとに現場の実態等を踏まえた対策が講じられるということになっています。また、先ほど紹介しましたように、国際的にすぐれた技術、取り組みがございますので、そういったものについて国際展開をしていくという視点も強く意識されたような内容の記載が盛り込まれているということになっています。

具体的には下の枠にそれぞれ書いてありますけれども、製造・使用時の漏えい防止につきましては、漏えい防止の徹底ということですか冷媒充填量を減らすような取り組みがなされていきます。

右のほうのフロン類からの転換は、ご案内のとおり、ノンフロン化の開発、低GWP製品への転換、そして代替ガスを利用するという形でもって対策がなされることとなります。

一番下のところの海外技術協力・国際協調ですけれども、ご案内のとおり、R20の生産過程で副生物として発生しますGWPが1万4,000を超えるHFC-23の排出量は、破壊プロセス等を入れることによって、現状、欧米と比較しましても非常にすぐれた実績を出しています。こういった技術を含めまして、下にありますように、燃焼設備などの海外技術移転といった取り組みも盛り込まれているという状況になっております。

次のページ、団体ごとの目標設定の状況ということで、①から④まで、14団体の取り組みの内容について、95年を基準年としてそれぞれ目標値を置いてありますけれども、それぞれの目標値の数字、そして主な対策の概要ということで簡単に紹介をさせていただいております。

四角の中に書いてありますとおり、多くの団体におきましては、98年から続けている話ということもございまして、技術的に可能な排出量抑制対策をほぼ導入している段階まで進んでいるということで、さらなる削減の余地は限定的であるわけですがけれども、過半数の団体が現場の管理の徹底ということで目標値の実質引き上げにたゆまぬ努力をしていただけるという姿勢にあります。

また、これまでの計画でも行ってきたとおり、今後、新しい技術の導入等がありましたら、目標値の変更ということで、さらなる深掘りということももちろん可能になると考えております。

ページを飛ばしていただいて、最後、参考に、12ページになりますけれども、13年以降の集計方法の変更ということで、ご案内のとおり、対象ガスの追加、GWP値の変更ということで、国際的にこうした数字の計算上のやり方が変わってきます。10ページ以降、同じような2つのグラフを載せておりますけれども、今紹介しましたとおり、13年以降GWP値が変更しますので、これまでの数字とある意味不連続のものになるわけですがけれども、先ほどみていただきました2ページのグラフをこのガイドに従って計算をし直して95年までさかのぼったものが、次のページの2つのグラフということになりますので、ご参考まで提示をさせていただきます。

事務局からは以上です。

○飛原座長　　ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、委員からのご質問、コメントなどがございましたら、お願いいたします。

浅野委員、お願いします。

○浅野委員　　引き続き自主行動計画の目標を決めていただいて、しかも目標の数値をさらに進めていただけるということが報告されましたので、業界の努力にも大変感謝をしたいと思います。

個表を拝見していると、個表の中に各業界からのご要望があって、大体似たようなことが書いてはあるのですが、中でちょっと気になるのが、ダストブロワーについて輸入が

行われてしまうと。21ページに、輸入エアゾール製品の試験成績書さえあれば輸入されてしまうことがあるとか、あるいはウレタンフォームについても、日本だけが規制をしているので、規制していない近隣の国から輸入されてしまうというのが17ページに出ています。

これはなかなか難しい問題ではあると思うのですが、事務局としてはどのようにお考えなのか。せつかくこういうことを要望として出された以上、それに対して何か答える必要があるのではないかと。直ちに解決できる問題ではないという気はしますけれども、どうでしょうか。これは質問です。

○飛原座長 事務局、いかがでしょうか。

○大木室長 今、浅野委員からお話があったのは、資料1—3の21ページになるのですが、こちらにつきましては、前回の審議会などでもお話しさせていただきましたとおり、いろいろなアンケートを通じて情報の収集ということで、どういう主体が輸入とかそういう行為をしているかということについて調べていくということで、まず、法律の関係でいきますと、指定製品の対象になっていますので、その辺については報告徴収制度になっておりますから、我々のほうから報告を出していただくために必要な情報を集めるという形で取り組んでいるところです。

○飛原座長 よろしいでしょうか。なかなか禁止するわけにもいかないということから、新しい法律の枠組みの中でやっついこうというようなことですね。

ほかにご意見ありますか。あるいは、関連業界の方々、何かご意見、ご要望とかありますでしょうか。——よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、いただいたご意見を踏まえつつ、来年度以降取り組みを進めさせていただきたいと思います。

来年も同様に、委員の皆様におかれましては引き続きフォローアップをよろしくお願ひしたいと思ひます。また、関連する業界団体におかれましては、引き続き取り組みを積極的に進めていただきますようによろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題の2つ目、「指定製品制度の今後の運用等について」を事務局から説明をお願ひいたします。

○大木室長 お手元に資料2—1をお願ひします。今後の指定製品制度の運用等についてです。

1. 「今後の指定製品制度の運用について」ですけれども、こちらにつきましては、ご

案内のとおり、今後、技術の進展などによって状況が変化すれば、判断基準を弾力的に見直すということを前回までの審議会において確認しているところでございますが、(1)に書いてありますように、指定対象外ということが適当と整理された製品の指定対象手続につきましても、その課題が解決されたと事務局が知り得た際には、本産構審のフロンワーキングを開催しまして、当該課題が解決された製品の指定の妥当性について審議をすることにしたと考えています。

また、(2)ですけれども、目標年度を超えた指定製品については、基本的には、それ以降、制度的にはその目標年度を維持していただくような形でお願いする制度になるわけですが、新しく目標の改定をするということも含めてですが、審議会において審議をしていくということで、今後の運用を明確にしたいということでございます。

この方針にのっとりまして、2. ですが、指定製品の追加ということで、ご案内のとおり、家庭用のエアコンのうち、床置形のエアコンディショナーにつきましても指定製品の対象外と整理されていたわけですが、今回、その課題が解決されたと考えられるため、指定製品に加えてはどうかと考えております。

具体的には、委員限りの配付とさせていただきますけれども、中間とりまとめの抜粋、「冷媒が漏れいした場合、冷媒が床付近に滞留して拡散しにくいいため、壁掛形とは別途の微燃性冷媒使用に係る安全性評価の実績が必要であり、現時点では評価中」ということで指定製品の対象外としておりましたけれども、今回、日冷工のミニスプリットリスクアセスメントSWGにおいて、機器自体に安全対策を施した上でリスクアセスメントを実施しまして、その後、空調学会（微燃性冷媒リスク評価研究会）のほうへ報告をし了解を得たということ踏まえまして、その所要の安全対策を具備した家庭用床置形エアコンディショナーに関しまして指定製品の対象とするということとしたいと考えております。

この際、その出荷台数が少なく、家庭用エアコンディショナーで使用する部品等を相当程度転用可能であるということにも鑑みまして、新しく区分をつくるということではなくて、家庭用エアコンディショナーと同じ製品区分に属するものとするということで、そちらのほうに溶け込ませるようなイメージで、目標年度、目標値につきましても、別途目標年度を設定することはせずに、家庭用エアコンディショナーと同じくGWP 750、目標年度は2018年としたいと考えております。

つまり、メーカー側におきましては、床置形も含む加重平均で家庭用エアコンの目標値、目標年度をクリアしていただくということになります。

事務局からは以上でございます。

○飛原座長　　ありがとうございました。

では、事務局から説明がありましたように、追加検討を行うに当たりまして、日本冷凍空調工業会の松田様から資料2-2について説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○松田氏　　日本冷凍空調工業会の松田が、家庭用エアコンの床置形のリスク評価結果についてご説明します。資料は2-2になっております。

最初の製品ですが、その表にありますように、ペア機とマルチ機というものがございます。ペアというのは室外機1台に対して室内機1台、マルチといいますのは室外機1台に対して複数台の室内機を備えているものということになります。今回対象としております床置と、地袋というのですが、ちょっと部屋の奥に、下のほうに備えつけるようなものがございます。全体的には、両方合わせても0.3%程度、出荷台数にすると2万台前後というようなものであります。

下の図にありますように、一般空調の中で今回対象としておりますのは、床置とビルトイン、先ほどいいました地袋というようにところに備えつけられるものをビルトインと工業会のほうではっておりますが、あとはRACマルチ、壁掛エアコンと床置とを一緒に接続するというようなものがございます。

めくっていただきまして、次のページですが、リスク評価についてでございます。以前にもこの場でリスク評価についてご説明させていただいておりますが、100年に1回程度の事故が起きるといようなことを想定してリスク評価をしております。この100年に1度というのは、独立法人の製品評価技術基盤機構の家庭用の製品の重大事故が100年に1回、これは100万台ベースになっておりますので、その出荷台数を加味して、床置に関しましては、使用時が10のマイナス9乗、作業時は10のマイナス8乗を一応設定したレベルということで、ここで評価をすることにしております。

2-2)で安全対策のところですけれども、図にありますように、床置とかビルトイン(地袋)のところだと、今回対象としております冷媒というのは、32を対象としておりますが、それは空気より重いので下のほうにたまってしまうということですので、下にこういう装置があるものに関してしっかりと評価をしなければいけないということなのですが、ペア機ですと、冷媒は1キログラムぐらい入っています。マルチになりますと4キログラムぐらい入ってまして、そこの図にあります②、④、この辺のところの問題になっ

てくるだろうと考えております。

2-4)安全対策のところですが、上の図でみておわかりのように、壁掛とか壁埋込というものは、上のほうにありますので、何ら対策をしなくても、可燃領域等が生じないということで問題ないのですが、下の床置とか地袋、こういったものは何らかの対策が必要であるということで、一応、対策の案としましては、下にありますように、漏えい検知をして攪拌をするということと、ブレーカーをオフにしないように注意喚起を入れるということで検討をしてみました。

次のページが、その結果になっております。この表の中の縦軸の室内機で「対策（拡散）」というところがございます。数字的にみますと、 $4.66E-10$ と $6.91E-11$ ということで、今回我々が設定しております安全であろうという許容レベルをクリアしているということであります。

具体的にどういうことをやっているかということですが、図の下のところに検査結果がございます。「拡散なし」と「拡散あり」になっております。これはどういうものかといいますと、4キログラムのものが漏えい速度 10kg/h で漏れた場合に、各床面からの高さでR32の濃度がどう変化してくるかということを見ましたのでございます。

左側は、山のようになっておりますが、床面近くですとR32濃度が高くなる。高くなるのですけれども、どこでみるかということですが、最小着火ボリュームというのがございます。R32の場合は13.3%といったところで、ちょっとみにくいのですけれども、「10」の上に黄色っぽく横に線があると思うのですが、そこが着火する、しないの限界になっております。これ以上でありますと可燃領域ができてしまうということになっております。やはり床面にたまったものを何らかの処理をしなければいけないということで、機器にありますファンを漏えいした場合に検知して拡散することによって、右側にありますように、拡散するとその着火領域がなくなるということで、本対策が有効であるということになっております。

もう1つ、最後のページですが、表示でございます。ブレーカーを落とされますと、今いったファンが自動的に回ることができませんので、表示をしております。ただ、ブレーカーですが、通常、家庭用の壁掛エアコンのようなコンセントを差し込んで使用するというものではなくて、別の電源盤のところで配線をしますので、一般の過程で勝手に電源をオン・オフするという品物でないということもありますが、こういった表示をしてリスクを回避しようということで、一応これであれば安全であろうというのが当工業会の

結論になっております。

以上でございます。

○飛原座長　　ありがとうございました。

ただいまの事務局、日冷工からの説明に対しまして、委員からのコメント、ご意見などがありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。資料2―1の指定製品の追加検討につきまして、事務局からの説明に基づきまして指定製品判断基準の改定を進めていただきたいと思います。

それでは、議題3の「指定製品等に係るラベリング制度の検討状況について」を日本冷凍空調工業会の長谷川様から現状報告をしていただきたいと思います。

○長谷川オブザーバー　　日本冷凍空調工業会の長谷川と申します。よろしく申し上げます。

私のほうから資料3「指定製品等に係るラベリング制度の検討状況について」を説明させていただきます。

まず、1ページ目、概要というところでございます。上の白枠で囲ったところに示させていただいておりますけれども、指定製品の判断基準に基づく法定表示を補完すること、また、指定製品等の購入者が直感的に低GWP・ノンフロン製品を選択できるような、わかりやすい表示として、今回、多段階表示を利用したJISによるラベリング制度を検討しているというところでございます。

本制度の対象製品でございますけれども、基本的には全ての指定製品となっております。また、例えばコンデンシングユニット、一部が指定製品となっておりますけれども、こちらに接続される、その先の冷凍冷蔵ショーケースといったようなもの、こうした関連製品についての使用も可能というようなことで想定をしているというところでございます。

それから、ラベリングの使用場所についてでございますけれども、商品選択の際に活用されるという前提もございますので、基本的にはカタログによる表示を想定しているところです。また、近年、インターネット等々を使用してやられるところもありますので、電子カタログ、カタログ通販とかインターネット販売で用いるもの、これらも含めての表示というようなことを想定しております。

また、カタログ等々では商売をされないといったような製品もございます。そうした製品の場合は、実態を踏まえて、その製品そのものに対する表示とか、その製品を入れてい

る梱包材、こうしたものへの表示ということで運用していきたいと思っております。

次のページの2ページ目、こちらがラベリング制度に関しましてのJ I Sの検討体制ということで、J I Sの原案作成委員会でございます。J I Sの検討に際しましては、産構審のフロン類等対策ワーキングの飛原座長を委員長とした、以下の委員により検討を行っております。これまで委員会を2回、それから機器製造事業者による検討ということで分科会を2回ということで検討を進めているところでございます。

次のページの3ページ目です。こちらがこの2回の委員会を踏まえて示されましたラベリングの案でございます。大きく2つございまして、1つは「フルセット版のデザイン」という上半分のもの。それから、その下半分、「簡易版のデザイン」この2つのラベルを用意しようと思っております。

まず、フルセット版のほうでデザインの中身でございますけれども、このフルセット版といいますのは、基本のラベリングデザインということで、これが基本表示というようなことになっております。名称といたしましては、「フロンラベル」という名称で運用しようと思っております。

デザインの中身をみていきますと、中ほどのところに地球マークと、アルファベットで大きくSとか、右側のイラストではCといったようにアルファベットがついております。こちらが該当する段階を表示するというので、その色であったり、記号であったりで区別ができるような形になっております。

その下に、左右に開いた矢印がございますけれども、ここで、当該製品の設定段階数というものがみてわかるような形で表現する。詳細は次のページに載っておりますが、その下には目標年度、それから、この製品が使用しておりますガスの地球温暖化係数を書く部分になっております。

その下が簡易版ということで、こちらはカタログ等におきまして表示場所が限られている場合などに運用するデザインでございます。こちらの簡易版のほうは、「フロンラベル」という名称と、現在の段階を示すアルファベット、それからメッセージ文として「地球温暖化への影響」といったような言葉が入るという構成です。カタログでこの簡易版を用いて、どこか1ページにはフルセット版で説明をしていくというようなことを基本的にやっていただくということにしたいと思っております。

これらデザインにつきましては、ここにはカラー版ということでのご紹介ですが、モノクロ版も別途作成をしていく方向になっております。

4 ページ目、先ほど簡単に申し上げました段階表示でございます。これは、指定製品ごとに多段階表示を行って、現在どの位置づけであるかというのをわかるために、その製品ごとに段階を設定したものでございます。

基本的な考え方といたしまして、目標値がそれぞれ決められておまして、その目標値を基準といたしまして、目標値を超えるものは「A」という表示をする。以降、よりよいものについては「AA」であったり「AAA」であったりといったようなこととなります。

ノンフロン製品の場合は、フロンを使用した製品とは区別しましょうということで、最も高い段落、スペシャルのSということで「S（ノンフロン）」という表示をしようということですので。

各製品の目標値、目標年度、それから表示区分につきましては、それぞれの製品に合わせて設定をしているというところです。こちらをご参考にごらんいただければと思っております。

最後に、5 ページ目で今後の予定でございます。今後、J I S 原案を調整し、必要に応じて委員会を開催しつつ、1 月末までには原案の議論を終了して、2 月には日本工業標準調査会に対して J I S 原案の提出をしたいと考えているところです。その後、W T O / T B T 通報、日本工業標準調査会からの答申等を経て、早ければ夏ぐらいには J I S 公示ができるかなというようなスケジュールで、現在、文案を詰めているといったようなところでございます。

以上です。

○飛原座長 ありがとうございます。

ただいまの長谷川様からのご説明に関しまして、各委員からのご質問、コメントがありましたら、お願いいたします。

それでは、茂木委員からお願いいたします。

○茂木委員 ご報告ありがとうございます。前回までのこの場でも案が提示されましたけれども、なかなかわかりにくいので難しいなと思っておりましたので、進んだなと思っております。

つくったところへああでもないこうでもないというのはとても言いやすいことですので、申しわけないと思いますが、温暖化対策では C O₂ばかりが今でも前面に出ていまして、フロン対策がとても重要なことがまだまだ浸透しておりませんので、図案化するよりは、「フロンラベル」というふうに、かえってそのものずばりのほうがいいと思います。

ちょっと気になりましたのは、簡易版のほうのデザインですが、今の長谷川様のご説明では、カタログにはフルセット版も載せるということなので伝わるかとは思いますが、これだけみてしまうと、「フロンラベル C」、Cって何だろうとなると思うのです。フルセット版のほうには、矢印があってGWP値も表示されるので、この数値だとわかるかと思うのですが、簡易版では「C」が大きくあるだけではなくて、Cがどの段階か、わかるほうがいいのかと思います。

これからはカタログの作成も新商品に向けてのものになるとおもいますが、ことしの夏までのカタログでは、エアコンに関していいますとメーカーごとに異なっておりました。1ページをしっかりと割いて、フロン対策でどのように変わったというように、R32ではこんなに低くなったというのあれば、R32という表現ではなく小さな囲みの説明が、一面びっしりの文章の中に埋まってしまうようなものもありました。

ですから、消費者からみると非常にわかりにくかったところの改善として今後のカタログに十分に生かされればいいのですが。またこの簡易版の「ノンフロン」についている「S」が要るかどうか。ノンフロンが最高であるわけなので、フルセット版のほうも「S」はつけずに「ノンフロン」と書いていただいてもいいのかなと思います。

とにかく簡易版の「C」というのは、矢印でラインのCを指すとか、あちこち読まないとかわからないということがないようにしていただいて。このラベルをきっかけに、消費者の問題意識も高くなっていくということも期待をしていますので、これが最終ではなく、もう一工夫していただければいいかなと。途中で変更というのはなかなか難しいと思いますので、今すぐに温暖化対策を手当てしても重篤な状態を救えないかもしれない状態だということは専門家から聞いておりますので、何とかこの際、一目でわかりやすく、大変な状況なのだからこの商品を、となるようなものに、とつながりますようにどうぞあと少し努力していただけたらありがたいなと思います。

希望とお願いという意味で申し上げました。

○飛原座長 ありがとうございます。回答があれば、後でまとめてさせていただきます。

浅野委員、お願いします。

○浅野委員 今の茂木委員のご発言と大体同じなのですが、大学の教師の感覚からいうと、Cは合格なんですね。Bはそんなに悪くない。そういうのが常識なので、Dだったら、これはだめだというのがわかるのです、基準を下回ったものはBになる。そして、商品によってはBしかないんですね。Cもない、Dもない。SとAとBしかない。これが簡易版

で張られてしまうと、ああ、Bかと。少なくとも大学を卒業したぐらいの人だとみんなそういうふうに思ってしまうので、もう一工夫欲しいかなという感じがあります。

○飛原座長　　ありがとうございました。赤穂委員どうぞ。

○赤穂委員　　これ、表示する場所なのですが、一応カタログということになっていますけれども、消費者の目に触れるというところであれば、カタログよりも、販売する店頭というところが大きな目にするところかと思うのですが、量販店とかそういうところでの掲示については、働きかけるというようなことというのはお考えになっているのでしょうか。

○飛原座長　　ありがとうございました。

それでは、工業会から回答をお願いします。

○長谷川オブザーバー　　まず、簡易ラベルをもう少しわかりやすくというようなご意見をいただきました。ありがとうございます。そのような形も検討の一つとして挙げておりました。基本的には、簡易的にどのように表現するかといった中で、ベストなのが現在案として挙げられたものかなというふうに想定しております。

あわせて、フルセット版、上の表示を必ずどこかに入れるということを前提にして、そこで何とか区別をしていただけないかなと考えているところでございます。

あとは、量販店への表示につきましても、表示場所も一応検討というところでございまして。基本的には、まず商品をセレクトするときというような前提で、カタログ、それから現在はインターネット、通販、そのあたりでの商品セレクトという場が多いので、まずそこを対象にしたという前提でやっているところです。それをまた広げていくというところは、まだちょっと議論ができていないところでございます。

○飛原座長　　そういうことでございますので、きょうの議論を踏まえて、最終的なとりまとめをしていただければと思うのですけれども、私もこれにかかわっているもので、若干コメントさせていただきますと、ここに書いてあります「S（ノンフロン）」という表示の「ノンフロン」が何を指しているかということについて、時々誤解が生じることがありますので、ここで再度申し上げておきたいと思えます。

通常、ノンフロンといいますと、いわゆる自然冷媒のようにフルオロカーボンを使わないものをノンフロンと呼ぶのが世界的には一般的かと思うのですけれども、中環審と産構審の合同審議会ですずっと議論していたものと、このフロン表示とが整合していないとよろしくないもので、資料の4ページの一番下の脚注に書いてありますように、ノンフロンとは、フロン排出抑制法の第2条第1項に書かれているフロン以外のものをノンフロンと呼んで

おりますので、ぜひ誤解のないようにお願いしたいと思います。

このあたりは、全体の整合をとらないと、逆に消費者やユーザーが混乱してしまうので、そのようなことになっております。

よろしいでしょうか。——それでは、皆様から貴重なご意見をいただきましたので、今後のフロンラベルの最終原案をとりまとめるときに反映させていただければと思っております。

それでは、本日の議題の4つ目でございますけれども、「フロン排出抑制法の施行に向けた対応について」につきまして、作井委員、大沢委員から説明をお願いいたします。

○作井委員　日本冷媒・環境保全機構の作井でございます。資料4の「フロン排出抑制法の施行に向けた対応について」という内容についてご説明させていただきます。

ページをめくっていただきます。今回、フロン排出抑制法の施行に向け、全国に幅広く知っていただくということで、経済産業省からの委託を受け、私ども日本冷媒・環境保全機構と日設連が説明会を行っております。

説明会は、資料4（別紙）に書いてございまして、全国50ヵ所行います。ここに書いてございます資料は、12月5日現在までのものですので16回の集計です。昨日行いました説明会を入れると現在まで22回完了したことになります。この資料によりますと、10月21日から始めまして12月5日まで、講座がA、B、Cと3つあり6,325名ご参加いただきました。これはインターネットのウェブで申し込み・登録をしております、12月5日現在の登録者数が1万7,292名となっております。予定では1万5,000名を考慮しておりましたが、はるかに予定をオーバーしている状況で、皆さん非常に関心があるというところでございます。

下に書いてございますように、特に首都圏と政令都市での関心は非常に大きく、ウェブでは既に満員状態ということで、参加したい方からのクレームというのも聞いております。「参加したいのに、何ですでに満員なのだ」とのクレームでございます。一方、やはり人口の問題もあるかと思うのですが、地方都市については予約率が低いところが結構あるというのが実態でございます。

ページをめくっていただきまして、参加者の業種ということで、A講座というのは管理者向け、B講座が充填回収業者向けでございます。これはアンケート調査によって業種を分析しております。

A講座は、ごらんのように製造業が43%、小売、倉庫、ビル、運送、学校・病院、農林

水産、旅館・ホテル、合わせて25%弱です。この25%の参加率は本来の管理者と想定されている方々の比率です。そして、その他の業種が31%、これが管理者向けの講座Aに参加されている方々の内訳でございます。

B講座は充填回収業者向けでございますが、こちらは建設業が28%、製造業が17%、小売と倉庫を合わせて8%、設備工事が34%という形で、こちらのほうはやはり充填回収に関係する方々が多く参加されている傾向になってございます。

それを分析させていただきましたのが下の四角の中でございます、管理者向けの説明会に参加した事業者というのは、半数以上が製造業者であった。多分、機器メーカーのサービス部門が多いのではないだろうか。これは、販売の際にいろいろ管理者様に説明を聞かれるという意識から多くの方々が参加されている。一方、主な管理者として想定されていた本来の小売業、倉庫、不動産、学校・病院、農林水産業、こういう方々の参加が余り多くない。法改正に伴う説明会の周知が十分行き届いていない可能性が高いのではないだろうか。継続した周知が必要であるというように業種のアンケートから導き出しております。

ページをめくっていただきまして、参加者の会場での質問・要望、アンケートも含めまして、理解度は、アンケートでは「非常によくわかった」「おおむねわかった」という回答が非常に多かったと思います。ただ、今後とも、簡易点検の実施状況などを含めてフォローアップ調査を実施するという予定にしておりますが、「主な質問」と「参加者からの要望」「今後の課題」というふうに書かせていただきますと、主な質問は、ここに書いてございますように、定期点検・簡易点検はどのぐらいの頻度でやるのか。あるいは、情報処理センター、運用の手引き、罰則関係、知見を有する者とはどんな者なのか、算定漏えい量、こういったことに質問が集中しておりました。

それから、参加者からの要望です。一番多かったのは「運用の手引き」を早く出してほしい。そして、情報処理センターについては未定の部分が多いので、決まったら説明会を再設定してほしい。それから、説明会はさっき申し上げたように参加できなかったとの声が多く、追加の開催をして欲しい。あとは、地方自治体によって地域々々で温度差がございますが、「地方自治体への周知の徹底をしてほしい」とか、「管理者に向けて徹底してほしい」というような意見がございました。

課題といたしましては、先ほども申し上げたように、首都圏と政令都市では、参加希望者全員に対応できなかったことで、かなりの参加したい旨のご要望もあります。今後とも

さらなる説明会の追加というのは必要だと思っています。

そして、先ほどの業種別の分析から、参加率の少ない、本来の管理者である小売業、倉庫業、こういった方々に対しての周知徹底と説明会が必要だろう。特に、農林水産業に関してはほとんど来られていないというのが実態でした。

官公庁・地方自治体については、参加が多い地域と非常に少ない地域という温度差がありました。これは、各自治体はこの法律において指導的な役割をはたす立場でございますので、さらなる啓発活動を実行されることが必要であり、一方では管理者として立場となる事の意識を持って頂くことが必要と感じました。

4番目は単純な問題でございますが、多くの質問の中で、「法で言う管理者」というのが「法人：管理者」であるが、「機器の担当責任者」と取り違えている方が多々あったと思います。

これらが今後の課題と思います。

次、ページをめくっていただきまして、この事業の一環といたしまして展示会で展示しております。ここに書いてあるような展示会で4回展示してございまして、既に2回終わりました。下に写真がございますのが「環境と新冷媒国際シンポジウム」と「エコプロダクツ2014展」経産省のブースの状況です。来場者には、かなり関心をもっていただいたと思っております。エコプロダクツ2014展では、「フロン排出抑制法」の動画DVDについてはとても人気があり、貸してほしい。社内の育成に使いたいという声も聞いてございます。本日まででは、展示会は2回の実績ですが、とても好評でした。

私の説明はここまででございます。

○大沢委員　引き続き、日本冷凍空調設備工業連合会・大沢からご説明をさせていただきます。

今の資料の1ページに戻っていただき、今、作井委員から話がありましたとおり、A、B、Cのうち、C講座につきまして、私ども日設連で担当しております。実際にユーザーさんがやっただく簡易点検の方法について、手引き、DVD等を使いまして説明をさせていただきます。

2ページ目にA講座の管理者向けの業種が出ていますけれども、C講座もほぼこれと同じということで、今回添付はしていませんが、A講座の方がC講座に流れるようなことも多うございまして、参加者の業種というのはA講座とほぼ同じということでございます。我々はAとCは対象者は別と考えていたのですけれども、意外とAからCにそのまま流れ

る方が多いというのが現状であります。

そういった中で、3ページに、今、作井委員から説明したような中身で、これはA、B、C共通となっていますので、このような形で今後また対応していかなければならないと思っています。

日設連が追加で説明するのは最後の5ページ目になります。3.「設備業者を対象とした専門家・講師の育成」ということで、施工側としましては、漏らさない・漏れない施工というのをきちんとやっつけていこうということで、もちろん現状の技術者はかなりレベルの高い技術者もいらっしゃいますけれども、再度きちんと教育をしていこう、技術の向上を図ろうということで、今進めております。

今年度やっているのは、これから全国的にそういった方々を再度研修していこうということでございます。そのために、講師の方々の育成をしていこうということでスタートをしています。四角の枠の4行目に「フロン対策伝道師」と書いてありますけれども、こういった形で全国的にきちんと技術を伝えていく、そうした方の養成を実施しています。9回で90名程度ということで予定をして、今2回終わったところでございます。

「実施の方法」のところにありますけれども、9カ所で、1カ所平均8～10名ぐらいの小グループでじっくり時間をかけて、右のようなカリキュラムで、2日間、座学と実技を取り入れて、じっくりと養成をしていこうということでやっております。実技を中心にはやるのですけれども、2日目の最後の評価のところではフリーディスカッションというのをやりまして、現場に精通した方々、技術をもった方々のいろいろな意見を聞きながら、技術とノウハウ等を集約していこうというようにやっております。

そういった中で、今、手引きをつくって研修をやっているのですけれども、さらにその手引きを、そういった方々のノウハウを集約したものをつくっていきたいと考えています。

そういったものを踏まえて、来年度以降、全国的に順次、技術者のレベルアップを図っていこうと取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○飛原座長　　ありがとうございました。

フロン排出抑制法の冷媒管理の部分につきましては、環境省が所管でありますので、ここで意見をいただきますと、経産省を通じて環境省にお願いをしていく、そういう流れとなっております。

それでは、以上、説明していただきました事柄につきまして、ご意見、あるいはコメン

トがありましたら、お願いいたします。

茂木委員、お願いします。

○茂木委員　ご説明ありがとうございました。いち早く各地で熱心に説明会を開催していただきありがとうございます。今後も手当てをするというお話でしたので、安心しておりますが、ちょっと気になるのでお聞きしたいと思います。

特に、2ページの円グラフのところですけれども、農林水産業とか、病院とか、運送業とか、業種によって余りにも出席の差があり過ぎるところがとても心配です。これは法改正に基づいての取り組みですので、まずスタートに向けてここに参加していただいて、問題意識の向上とあわせてしっかり理解していただきたいと、消費者のほうでは願うばかりです。

一番多いといっても製造業はまだ43%——まだといたらいけないのかなと思うのですが、私たちが直接会う機会のあるメーカーさんとか量販店さんの関係、建設業などでは出ていただいているものの、特に第1次産業の方々にも直接非常に重要な問題ですので、出ていただくためには、特に力を入れて声かけをしてくださるのか、それを聞きたいのです。

主婦連に入る前の活動では、第1次産業の産地などにはよく足を運び、意見交換をしてみましたが、そのことを思い出しますと、お仕事はとても一生懸命で、本当に頑張っておられます。年収でいうと、本当に低いんだよといいながらも頑張っておられました。例えば、水産業の方は海をきれいにするために、婦人部の方もみんなで石けん洗剤を開発してそれを使って海を汚さない。そして、山に行って木を植えるということでも海を守っておられますが、さまざまな話をしている中で気づいたことは、パソコンを通していろいろな情報収集し発信するということが苦手だ、ともおっしゃっておられましたので、今後、どうしてこういうことになるのかというところをよくお伝えをしていただきたいです。その理解が進むと、事業そのものもレベルアップするということは、商品づくりに関わりました時も、工場丸ごと問題意識が高まったことで、保存料を使わなくてもより安全な商品をつくるということも実現できましたので、なぜこういう講習会を開催するのかというところから力を入れてお伝えしてほしいです。こちらになると環境省かなと思うのですが、よろしくお願いします。

それから、環境NGOから頼まれたわけではありませんが、補助をいただきながら、温暖化を防ぎたいという思いで活動していらっしゃるしすぐれた冊子も作られていて、

合同で取り組んだ場とかシンポジウムに参加していただいたときにも、こういうもの（パンフレット）も紹介されていました。「オゾン層ってなんだろう？」という冊子ですが、これは合同会議に環境省のほうから出ておられる先生もメンバーでいらっしゃいますし、私たちがお世話になっている方々の名前も書いてあります。さまざまな良い資料がありますのでこういう機会には配っていただいて、だから、煩雑だけどやらなくちゃいけない事だと思っていただけるように、ぜひ進めていただきたいと思います。

これまでの説明会で配っていただいた資料がありますが、とても簡単でざっくりなんですね。わかりやすくいいという意味では消費者にもいいかと思うのですが、事業として温暖化対策を進めるためには、今ご紹介しましたような資料も活用していただきたい。多分環境省の関連では使っているかもわかりませんが、取り寄せて使っていただけたらさらに理解が進むと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

それから、最後のページにも説明がありましたとおり、業界で自主的に専門家を育てる、講師を育成するということは、本当に良いことだと思います。その手当てが進むことで、またこの大きな取り組みが進んでいくと思います。さらに業界同士横のつながりをさらに広げながら、環境対策に頑張っていただけたらありがたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○飛原座長　ありがとうございました。コメント等に対する回答が必要な場合には、後でまとめて事務局、あるいは説明していただいた委員よりお願いしたいと思います。

続きまして、大石委員、お願いします。

○大石委員　おくれてきて申しわけありません。

今、茂木委員がおっしゃった内容と重なる部分もありますが、もっと多くの方々に知っていただくためには、いろいろ告知の方法があると思っています。確かに、パソコンは立ち上げることがなかなか難しいという方もいらっしゃるかもしれませんが、まずは省庁のホームページなどで、例えば説明会の内容をそのまま動画で流す等、なるべく多くの人に説明会の内容が届くよう環境を整備することが必要だと思います。また、会場で出た質問と、その答えをQ&A集のようにしてホームページに出すなどして、なるべく多くの方がわかりやすく興味を持って見るような体制を整えていただけたらいいのかなと思います。

エコプロ展でDVDが大変好評であったということですので、そのDVDを貸し出すということで、例えば地方の商工会議所ですとか事業所や市区町村、そういうところでDV

Dを貸し出して見ていただくというような方法もあるのかなと思いました。

それでも、農業など自営業の方などはなかなか時間がないと思うので、地方自治体の広報に告知と一緒にに入れていただき、市民がみられるよう情報を出していただくのも効果があるのではないかと思います。

○飛原座長 ありがとうございます。それでは、赤穂委員、お願いいたします。

○赤穂委員 ほとんど同じなのですが、やはり制度が周知されていないことがよくわかったなと思いました。特にサービス産業系であるとか地方の団体に余り伝わっていないなと思います。

ということで、関係省庁から関係業界団体にしっかり情報をおろして、そこから個々の企業さんのところに取り組みを促す、または自治体を通じて各地方の義務化の対象になるところにしっかり情報が行くという、情報の周知の流れというのをもう一回きちんと徹底させるべきであろうと思います。そうでないと、このままで報告制度が始まっても、特定の業界の数字ばかりが出るようなことになりかねないと思いますので、しっかりとあまねく報告がされるように、事前の周知活動をもう一段強めるべきだと思います。

その上で、もし周知されているのに取り組まない方がいるということであれば、制度に基づいた勧告であるとか、場合によっては罰則などもしっかりと制度に基づいて科していくべきではないかと思います。

○飛原座長 ありがとうございます。

事務局で回答がありましたら、お願いいたします。

○大木室長 ありがとうございます。まず、誤解なきようにということでコメントさせていただきますと、下流の部分もご案内のとおり当省がかなりいろいろやってきたというのはご存じだと思いますけれども、環境省と当省が一緒にやっているということでもあります。

今回の説明会についても、いろいろと分担がありまして、当省のほうでやっているということでありまして、その周知・広報においても環境省さんと協力をして、各省庁を通じて、このような機会がありますよということを徹底させていただくことを環境省さんにもお願いしましてやっただいていただいているということです。

ただ、ご案内のとおり、やはり当省関係の審議会を進めているというのが非常に多かったもので、どうしても偏りがあるというのはかねがね審議会の場でも議論があったとおりで、今、委員のほうからもありましたように、正直者がばかをみるというのもずっと議論され

ていたわけですので、この事業につきましては、引き続き来年以降もありますので、そういった意味で、今回課題を確認して、次回以降に反映させていこうというようなことでありまして、きょういただきました指摘も踏まえてですけれども、今後の事業の展開の参考にさせていただきたいと思っております。

なお、周知という意味においては、たくさんのプレーヤーがいらっしゃいますが、ご案内のように、日本には 300万から 400万の事業者がいらっしゃると言われておりますので、完璧に徹底できるというところはなかなか難しいところかもしれませんが、かねがね審議会の過程においては、注意しなければいけない部分というところはしっかりと確認をして議論してきたということは、当省も、もちろん皆様方ご存じだと思いますけれども、環境省もしっかりやられてきたということでございますので、今ここでみえている状況というのは、周知の過程でみえてきた課題というように理解をしております。

いずれにしても、いろいろな事業者さんがいらっしゃいます。茂木委員の指摘がありましたように、ホームページだけだとなかなか心もとないところもあるかと思っておりますので、その辺については関係する方面の業界ですとか、そういうところとも相談をして、周知のほうを図っていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○飛原座長　　ちょっと私の説明が間違っていたようですので、修正していただきました。

4月施行ですから、期間的にはそんなに余裕がなくて、周知についていいますと、まだまだ状態だと思います。地方に行きますと、地方自治体の影響力がどんどん強くなって、自治体がどれだけ理解して、関係しているところにどれだけ伝えていけるかというのが非常に大きな力だと思っておりますので、第1次産業、農林業の人たちへの周知と自治体の皆様への周知、その辺が大切だという印象を受けました。それ以外も4月の施行に向けて地道にやっていただきたいと思いますと思っております。

よろしいでしょうか。どうぞ、木村委員。

○木村委員　　いろいろな業界とか区市町村への周知について、東京都でこんな取り組みをしているということをご紹介させていただきます。

まず、民間企業の皆様に対しましては、2ページにありましたように、製造業以下、小売、倉庫、不動産、運送、病院、農水、ホテル、この辺も含めまして 220ほどの業界団体に、フロン法が改正になりましたということで10月に周知をさせていただきました。それで、ぜひ会員の皆さんに会報等で周知してくださいという依頼を差し上げました。

その際に、東京都が独自につくったA4で4ページほどの、このような義務がかかりますというようなチラシもつくらせていただきました。ぜひもう一回くらい送りたいと思いますが、何か手引きとか、国のほうで配り物があれば、新しい情報を提供したほうがいいかなと思っていますので、環境省のほうと配り物を提供していただければと思っています。

それから、区市町村のほうに対しましても案内を送りまして、各区市町村の皆さんも自分で施設をもっていたりしますので、営繕担当を中心にしまして、区市町村のところで説明会をやってくれというのがありましたので、まずそこからということで、フロン法の説明会も都のほうでやりますよということで、今5つほどの市とか区で説明会をやっております。これも順次やっていきたいと思っています。

あとは、東京都庁の中にも公共施設がいっぱいありますので、水道、下水、警視庁、消防庁、中央卸売市場等も含めまして、営繕部局との会議でも説明会をやっているところがございます。

そうはいいまして、排出者はビルから何から多くありますので、もう1つ、充填回収業者の皆様から管理者側に周知してほしいということで、充填回収業者は都道府県で登録をしておりますので、そちらの皆さんの講習会を実施中でございます。全登録業者の半数くらいは出席していただいて、充填回収業者から管理者のほうへの周知依頼もしているところでございます。

○飛原座長　　ありがとうございました。大沢委員、どうぞ。

○大沢委員　　今お話がありましたので、充填回収業者からの周知ということでございますが、私どももそれも十分承知しており、やはり末端のユーザー様にいかに伝えていくというのが我々の一つの使命でもありますので、我々も会員さんを通じてできるだけやっていこうということでやっております。

本日お配りしている、この青いパンフレットも、そういった意味も込めましてつくっておりますので、こういったものを持ちまして各ユーザーさんを回っていただいて、きちんと周知をしていただくということで取り組んでおりますので、我々もできるだけ多く周知をしていきたいと思っております。

○飛原座長　　ありがとうございました。茂木委員、どうぞ。

○茂木委員　　木村さん、ありがとうございました。東京都のほうは、ほかの問題でお伺いしても、都道府県の中では断トツでいらっしゃいます。いち早く充実した取り組みをさ

れているので、この場で東京都の取り組みを聞いて安心してしまうと、大変なことになるかなというのが実のところあるのです。

私が住んでおります地域も、腰を抜かすほどなかなかのところがありますので、大石さんからも出ていましたけれども、地方自治体へどういう形で通達が行って強制力をもって進めなくてはいけないかという項目がありますので、その実効力ある内容を、ぜひ東京都をお手本にして進めてくださいと、思います。

地方自治体としての進め方について、お手本として木村さんが講師になってやっていたら、とこの場でいつも思っておりましたので、どうぞこの場で東京都のお話を聞いて他の地方自治体も安心、とはならないようにしていただきたいと、思います。

○飛原座長　　どうもありがとうございました。東京都の取り組みが模範的な取り組みということで紹介していただけたと思います。全国の他の自治体につきましても、同様な取り組みをしていただくようお願いしたいと思います。

貴重なご意見をいただき、どうもありがとうございました。きょういただきました意見を踏まえまして、事務局には環境省と情報を共有していただきまして、連携してフロン排出抑制法の認知の向上に努めていただきたいと思いますと思っております。

以上をもちまして、きょう予定しておりました議題は全て終了でございます。

それでは、本日の第7回会合はこれにて終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——